

滑川町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
第2期計画

令和5年3月

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
(1) 地球温暖化とは.....	1
(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向.....	2
(3) 計画の法的な根拠.....	5
第2章 基本的事項.....	6
(1) 計画の目的.....	6
(2) 計画の期間.....	6
(3) 計画の対象範囲.....	6
第3章 温室効果ガス排出状況.....	8
(1) 排出量算出方法.....	8
(2) 総排出量及び活動別排出量.....	10
(3) 施設区分別排出量.....	12
(4) 排出量の多い施設.....	13
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標.....	14
(1) 目標設定の考え方.....	14
(2) 公共施設のLED化推進による削減の見通し.....	15
(3) 目標の設定.....	16
第5章 目標達成に向けた取組.....	17
(1) 温室効果ガス削減に向けた基本方針.....	17
(2) 職員の環境配慮行動.....	19
第6章 計画の推進・進行管理.....	21
(1) ロードマップ.....	21
(2) 推進体制.....	21
(3) 進行管理.....	22

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球表面の気温が長期間にわたって上昇していく現象である。

人間の生産活動により石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃やすと、CO₂などの温室効果ガスが大気中に放出される。これらの温室効果ガスが大気中に溜まることで、太陽からの入射エネルギーを地球から放出できなくなり、地球表面の気温が上昇していくことになる。(図1-1 温室効果の模式図 参照)

また、地球温暖化と猛暑日やゲリラ豪雨との関係もある。地球温暖化によって、気温が上昇していくことで、猛暑日が増え、ゲリラ豪雨が発生しやすくなる。これらも、地球温暖化がもたらす環境変化の一つである。

2021年8月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示された。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されている。

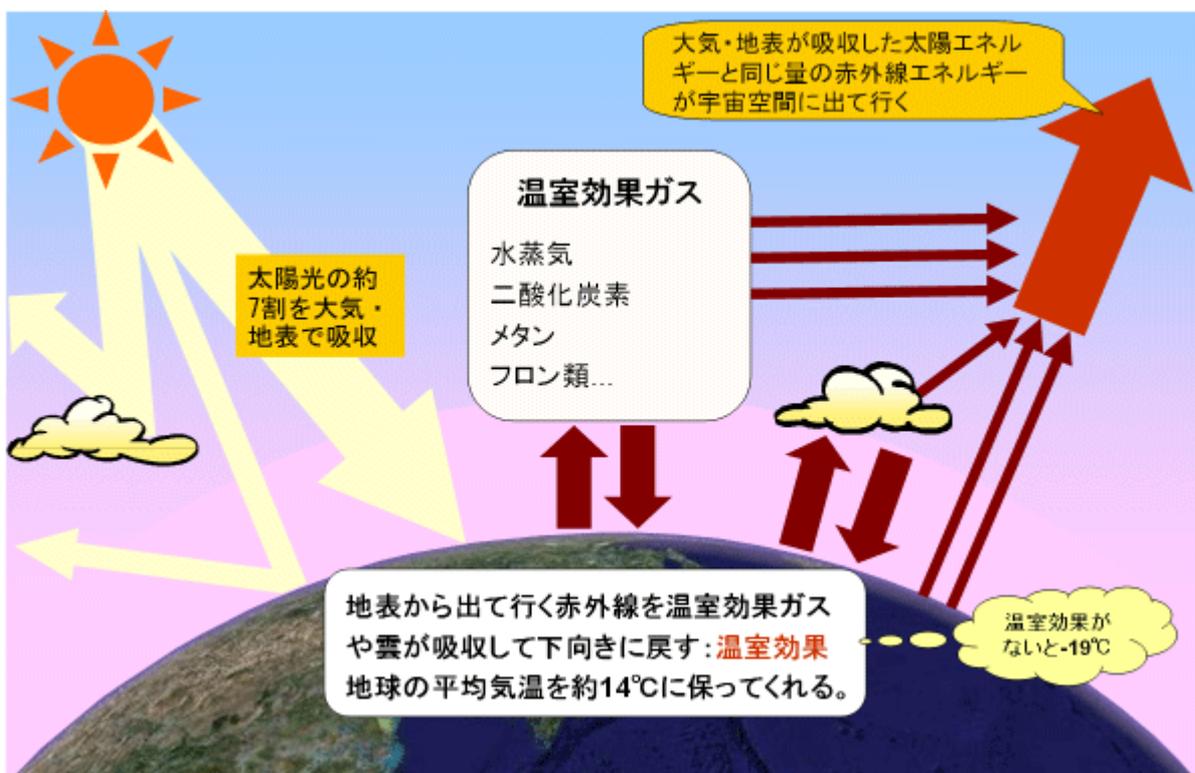


図 1-1 温室効果の模式図 出典：気象庁

(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

①世界の動向

地球温暖化対策をめぐる世界の動向は、1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミットから始まった。その後、1997年に京都で開催されたCOP3で、温室効果ガスの排出削減が各国の同意で決定した。2015年に開催されたCOP21では、世界の平均気温上昇を2℃未満にすることを目標としたパリ協定が採択された。このパリ協定では、全ての国が削減目標を5年ごとに提出することが決定された。これらの動向から、世界各国が地球温暖化対策に取り組んでいることがわかる。そして、2022年4月に公開されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次報告書では、「温暖化が進んでいること」「現在打ち出されている政策だけでは、パリ協定の目標は達成できないこと」を示し、「対策の加速化」をうながすものとなった。パリ協定のポイントを図1-2に示す。

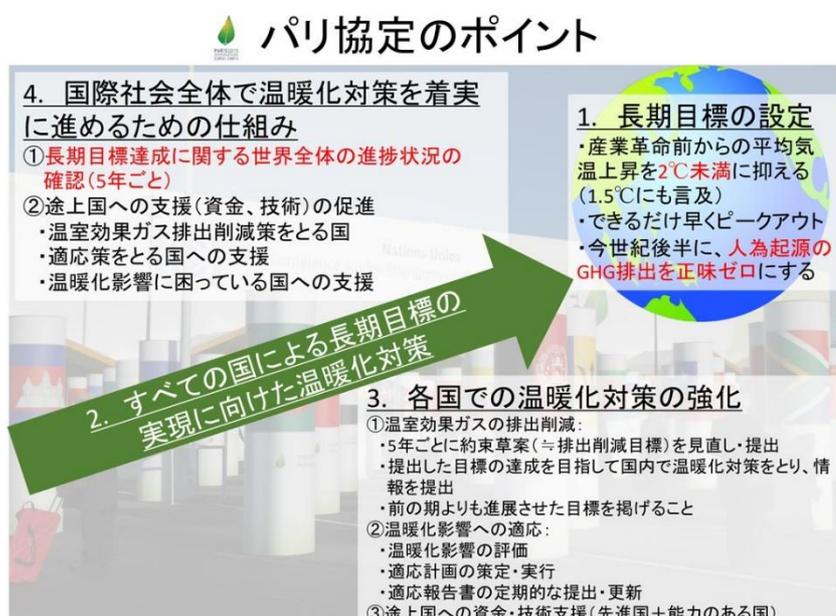


図 1-2 パリ協定のポイント 出典：国立環境研究所地球環境研究センター

②我が国の動向

国では、「京都議定書」において、2012（平成 24）年までに温室効果ガスを 1990（平成 2）年比6%削減する目標を定め、1999（平成 11）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）を施行、2005（平成 17）年には「京都議定書目標達成計画」を定め、具体的な取組を進めてきた。

その後 2015 年にパリ協定に署名し、2016（平成 28）年5月の閣議決定により、2030（令和 12）年までに温室効果ガスの排出量を基準年度 2013（平成 25）年比で 26%削減するという目標を定めた。また、2021（令和 3）年 10 月の閣議決定により、2030（令和 12）年までに温室効果ガスの排出量を基準年度 2013（平成 25）年比で 46%削減するという目標を定めた。

他方、2021（令和 3）年 4 月には、地球温暖化対策推進法の改正が行われた。この改正により、政府は、温室効果ガスの排出量を削減するための新たな政策を検討し、実施することとなった。

以上のように、国は地球温暖化対策をめぐる世界の動向に配慮し、積極的に取り組んでいる。

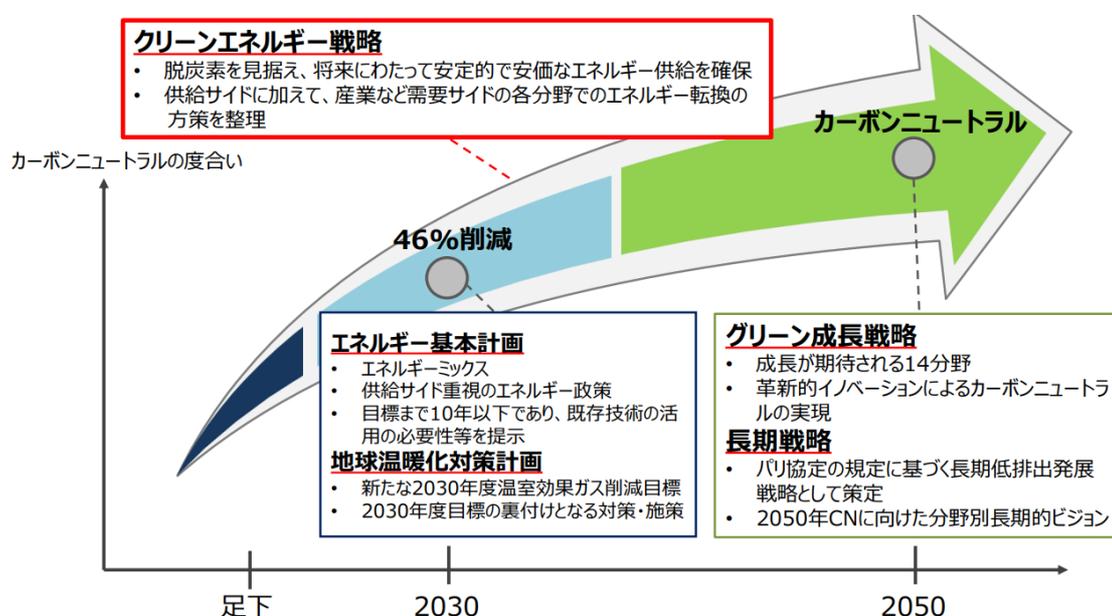


図 1-3 我が国の施策

出典：クリーンエネルギー戦略 中間整理（経済産業省 2022年5月13日）

③滑川町の動向

町では、2016（平成 28）年 3 月に「第 5 次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画」を策定し、『住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川』を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていた。前期基本計画が 2021（令和 3）年に終了し、少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術の急激な進歩、グローバル化の進展などの急激な社会情勢変化に対し、より効率的で柔軟な対応を求められる状況や本町の抱える課題を見据え、同年 3 月に新たな指針となる「第 5 次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画 第 2 期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

また、2019（平成 31）年 3 月に環境に関する総合的な施策を定める「滑川町環境基本計画」を策定した。その施策の元で、設備機器の更新等に際し、LED 照明や太陽光発電の導入を図るなど、庁舎等の省エネルギー化に取り組んできた。

滑川町環境基本計画では、環境目標として「地球の“笑顔”のために、日頃から省資源・省エネルギーを意識して行動します」と定めている。

主な施策を次ページに示す。

【「滑川町環境基本計画」における地球温暖化関連主要施策】

■省エネルギー対策を基調としたまちづくりの推進

- 小中学校において、環境学習に必要な太陽光発電設備の機能向上の整備について検討します。



学校の屋上への太陽光発電設備の設置例（出典：文部科学省ホームページ）

- 既設街路灯のLED化を推進します。



街路灯のLED化（出典：国土交通省ホームページ）

- 創エネルギーの観点から、太陽光や太陽熱、雨水、水素などの自然エネルギーの利用推進に努めます。また、公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進します。



創エネのイメージ

（出典：資源エネルギー庁ホームページ）

■地球環境に対する身近な行動の促進

- 「滑川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省資源、省エネルギーへの取組を推進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減について総合的な取組を図ります。
- 太陽光発電システム等の新エネルギー設備の町民への普及、啓発を図ります。
- 公共施設において高効率型の設備や機器を順次導入します。

(3) 計画の法的な根拠

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定と公表が義務付けられている。

■地球温暖化対策推進法第21条第1項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づき、毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表する必要があり、事務事業編には「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を記載する必要がある。

■地球温暖化対策推進法第21条第10項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、本町における地球温暖化対策の推進を図るため、以下の目的を達成するよう努める。

- 町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減目標と、目標達成に向けた具体的な削減策を定め、町の責務として着実な削減を図ることを目的とする。
- 本町職員一人ひとりの地球温暖化に対する意識を高め、日常の業務に際しての省エネルギー行動の実践を促すことを目的とする。
- 着実な温室効果ガスの削減につなげることで、町民や町内事業所に向けた率先的な模範を示し、環境にやさしい暮らし方や事業活動を広く町に普及することを目的とする。

(2) 計画の期間

- 本計画は、国の長期目標を見据え、本町における地球温暖化対策の第2期計画として位置付け、計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とする。
- 2027（令和9）年度において、第2期目標の達成目標を検証・評価し、国の長期目標や社会情勢の変化等を踏まえつつ、新たな地球温暖化対策実行計画を策定する。

表 2-1 計画対象期間

項 目	年 度								
	2013 H25	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
計画期間		第2期計画					次期計画		
	基準 年度	計画 開始				目標 年度			国の目標 年度

(3) 計画の対象範囲

①計画の対象とする活動及び温室効果ガス

滑川町の事務及び事業の内容を踏まえ、表 2-1 に示す活動及びそれに伴い排出される4種類の温室効果ガス（二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC))を対象とする。

表 2-2 計画対象とする活動及び温室効果ガス

活動区分	活動に伴い排出される温室効果ガス
燃料の使用	二酸化炭素 (CO ₂)
電気事業者から供給された電気の使用	二酸化炭素 (CO ₂)
自動車の走行	メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)
農業集落排水施設におけるし尿及び雑排水の処理※	メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)
自動車用エアコンディショナーの使用	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)

※農業集落排水施設におけるし尿及び雑排水の処理（以下「農業集落排水の処理」という。）。

②計画対象施設

本計画では、庁内各課局においてエネルギー使用に関する管理を行っている表 2-3 の施設を対象とする。

また、町の事務及び事業に伴う排出量を把握する上では、原則的には、町の全ての施設を対象とする必要があるが、民間へ管理委託している施設など、エネルギー使用量の把握が困難なものについては、対象より除外することとした。

なお、施設の管理及び運営、利用上の特性等を踏まえ、各施設を6区分にまとめ整理した。このうち庁舎、図書館、エコミュージアムセンター、総合体育館、総合運動公園においては、エネルギー使用の大部分を占める電気について一括契約をしているため、庁舎周辺拠点施設としてまとめ、エネルギー消費状況や温室効果ガス排出量について一体的に管理していくこととする。

表 2-3 計画対象施設

区分	施設名称	担当部局
庁舎周辺拠点施設	庁舎・図書館・エコミュージアムセンター・総合体育館・総合運動公園	総務政策課、教育委員会事務局
学校・子育て支援施設	滑川中学校	教育委員会事務局教育総務担当
	宮前小学校	教育委員会事務局教育総務担当
	福田小学校	教育委員会事務局教育総務担当
	月の輪小学校	教育委員会事務局教育総務担当
	滑川幼稚園	教育委員会事務局幼稚園担当
	宮前地区子育て支援センター	福祉課こども福祉担当
	福田地区子育て支援センター	福祉課こども福祉担当
	月の輪地区第1子育て支援センター※	福祉課こども福祉担当
	月の輪地区第2子育て支援センター	福祉課こども福祉担当
	月の輪地区第3子育て支援センター	福祉課こども福祉担当
	月の輪地区第4子育て支援センター	福祉課こども福祉担当
その他行政施設	コミュニティセンター	総務政策課企画調整担当
	保健センター	健康づくり課健康づくり担当
	文化スポーツセンター	教育委員会事務局生涯スポーツ担当
	文化財資料収蔵庫	教育委員会事務局文化財保護担当
	文化財整理室	教育委員会事務局文化財保護担当
	つきのわ駅自動交付機	町民保険課町民担当
公園等	森のオアシス	建設課都市計画担当
	第2ポケットパーク	建設課都市計画担当
	都第一公園	建設課都市計画担当
	月輪球場	建設課都市計画担当
	土塩球場	建設課都市計画担当
	マレットゴルフ場	高齢介護課高齢者福祉担当
上下水道	農業集落排水処理施設（4施設）	上下水道課下水道担当
	下水道（マンホールポンプ）	上下水道課下水道担当
	上水道	上下水道課水道施設担当
街路灯	街路灯	建設課管理担当

※月の輪地区第1子育て支援センターは月の輪小学校に併設されているため、小学校での使用量の1.9%分を計上している。

第3章 温室効果ガス排出状況

(1) 排出量算出方法

①温室効果ガス排出量算出式

温室効果ガス排出量は以下の計算式に基づき算出した。

<算出式>

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{排出原因活動の活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

②排出係数

各温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 11 年政令第 143 号。）に基づき、下表のとおりとした。

表 3-1 二酸化炭素（CO₂）の排出係数（燃料の使用）

燃料	排出係数	
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	Kg-CO ₂ /L
A重油	2.71	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	3.00	kg-CO ₂ /kg
都市ガス※	2.16	kg-CO ₂ /m ³

「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 算定方法及び排出係数一覧（環境省）」より

※都市ガスは、請求書体積（全国で代表的な 15℃、1.02 気圧）を標準状態に換算するため、ガイドラインに示される参考値を用いている。

表 3-2 二酸化炭素の排出係数（電力会社から供給された電気の使用）

年度 電気事業者	排出係数（kg-CO/kWh）				
	H29	H30	H31	R02	R03
東京電力	0.486	0.475	0.468	0.457	0.447

注）電気の排出係数は、施行令に基づき、経済産業省及び環境省が公表する電気事業者別の排出係数のうち、実排出係数（調整前）を用いている。

また、施行令では、電気事業者から提供された電気使用による排出量の算出においては、前年度の係数を用いることとされており、本計画においても前年度係数を用いている。

表 3-3 メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

項 目		排出係数				
		メタン		一酸化二窒素		
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km	0.000029	kg-N ₂ O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000041	kg-N ₂ O/km
		軽自動車	0.000010	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000026	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.000007	kg-N ₂ O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000017	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000014	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km	0.000009	kg-N ₂ O/km
特種用途車		0.000013	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km	
農業集落排水の処理		0.59	kg-CH ₄ /人	0.023	kg-N ₂ O/人	

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (平成 29 年 3 月)」より

表 3-4 フロン (HFC) の排出係数

項 目	排出係数
カーエアコンの使用 (HFC-134a)	0.010kg-HFC/台・年

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (平成 29 年 3 月)」より

③地球温暖化係数

温室効果ガスの二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a) は、表 3-5 の地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素排出量に換算している。

表 3-5 地球温暖化係数

温室効果ガス	係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (平成 29 年 3 月)」より

(2) 総排出量及び活動別排出量

総排出量及び活動別排出量の状況は以下のとおりである。

- 町の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度 2013（平成 25）年度の 1,225,769kg-CO₂ から 2021（令和 3）年度の 777,274kg-CO₂ と、36.6%減となっている。
- 表 3-6 に示すとおり、活動別の温室効果ガス排出量をみると、施設の電気使用による排出量が特に多く、2021（令和 3）年度の総排出量に占める割合は 79.2%となっている。
- 図 3-2 に示すとおり、電気の排出係数と使用量の関係をみると、排出係数は基準年度以降減少傾向が続いているが、電気使用量は 2021（令和 3）年度にわずかに増加している。
- また、施設運営の燃料使用の 2021（令和 3）年度総排出量に占める割合は 11.1%であり、その内訳は灯油 7.8%、LPG 3.3%となっている。灯油は令和 2 年度の 76,530 kg-CO₂ から令和 3 年度の 60,945 kg-CO₂ と 15,585 kg 減少し、LPG は令和 2 年度の 28,322 kg-CO₂ から令和 3 年度の 25,381kg-CO₂ と 2,941 kg 減少している。なお、2018（平成 30）年度以降、滑川町に都市ガスは実装されていない。
- 公用車の使用の 2021（令和 3）年度総排出量に占める割合は 6.0%であり、2018（平成 30）年度に一時増加を見せたが、2019（令和元）年度以降減少傾向となっている。
- 農業集落排水の処理の 2021（令和 3）年度総排出量に占める割合は 3.7%であり、2018（平成 30）年度以降横ばい傾向となっている。

表 3-6 活動別温室効果ガス排出量（年度別）

項目	排出量(kg-CO ₂)						構成比						増減率(対H25)						
	H25	H29	H30	R元	R2	R3	H25	H29	H30	R元	R2	R3	H29	H30	R元	R2	R3		
施設運営	燃料の使用	ガソリン	535	313	46	423	436	129	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-41.5%	-91.4%	-20.9%	-18.5%	-75.9%
		灯油	69,466	67,748	72,110	73,391	76,530	60,945	5.7%	5.8%	6.5%	8.0%	9.5%	7.8%	-2.5%	3.8%	5.7%	10.2%	-12.3%
		軽油	108	34	59	0	0	52	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-68.5%	-45.4%	-100.0%	-100.0%	-51.9%
		LPG	1,139	17,344	15,955	14,841	28,322	25,381	0.1%	1.5%	1.4%	1.6%	3.5%	3.3%	1422.7%	1300.8%	1203.0%	2386.6%	2128.4%
		都市ガス	120	255	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	112.5%	-100.0%	-100.0%	-100.0%	-100.0%
	小計	71,368	85,694	88,170	88,655	105,288	86,507	5.8%	7.3%	8.0%	9.6%	13.1%	11.1%	20.1%	23.5%	24.2%	47.5%	21.2%	
	電気の使用	1,057,454	996,170	922,212	746,849	623,986	615,703	86.3%	84.7%	83.7%	81.1%	77.5%	79.2%	-5.8%	-12.8%	-29.4%	-41.0%	-41.8%	
計	1,128,822	1,081,864	1,010,382	835,504	729,274	702,210	92.1%	92.0%	91.7%	90.7%	90.5%	90.3%	-4.2%	-10.5%	-26.0%	-35.4%	-37.8%		
公用車使用	燃料の使用	ガソリン	35,624	37,760	37,479	33,914	25,642	24,866	2.9%	3.2%	3.4%	3.7%	3.2%	3.2%	6.0%	5.2%	-4.8%	-28.0%	-30.2%
		軽油	23,664	20,430	22,648	21,019	19,986	19,420	1.9%	1.7%	2.1%	2.3%	2.5%	2.5%	-13.7%	-4.3%	-11.2%	-15.5%	-17.9%
	小計	59,288	58,190	60,127	54,933	45,628	44,286	4.8%	5.0%	5.5%	6.0%	5.7%	5.7%	-1.9%	1.4%	-7.3%	-23.0%	-25.3%	
	自動車走行	2,035	2,022	2,110	1,953	1,467	1,484	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	-0.6%	3.7%	-4.0%	-27.9%	-27.1%	
	カーエアコンの使用	712	777	515	515	777	777	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	9.1%	-27.7%	-27.7%	9.1%	9.1%	
計	62,035	60,989	62,752	57,401	47,872	46,547	5.1%	5.2%	5.7%	6.2%	5.9%	6.0%	-1.7%	1.2%	-7.5%	-22.8%	-25.0%		
農業集落排水の処理	34,912	32,622	28,517	28,517	28,517	28,517	2.8%	2.8%	2.6%	3.1%	3.5%	3.7%	-6.6%	-18.3%	-18.3%	-18.3%	-18.3%		
総排出量	1,225,769	1,175,475	1,101,651	921,422	805,663	777,274	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-4.1%	-10.1%	-24.8%	-34.3%	-36.6%		

注) 排出量は少数点以下、構成比及び増減率は%の少数点1位以下を四捨五入し表示しており、合計値が合わない場合がある。

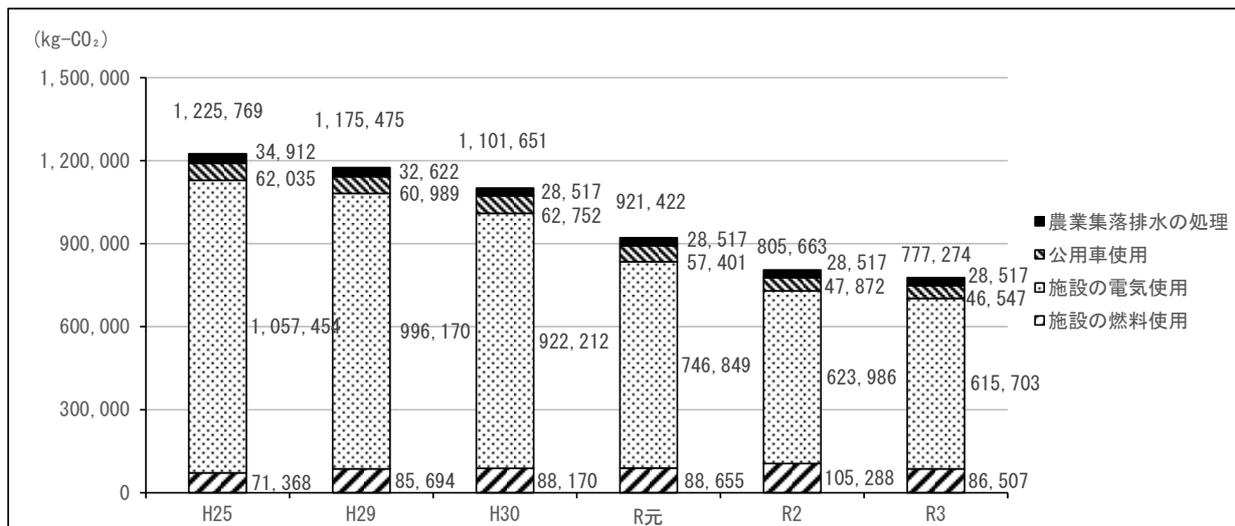


図 3-1 活動別温室効果ガス排出状況 (年度別)

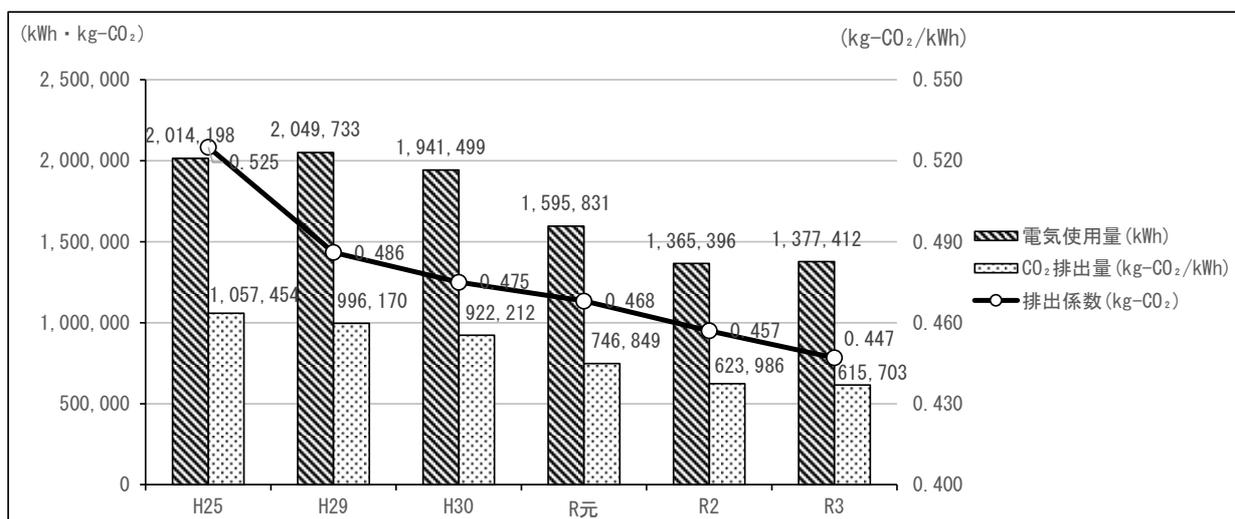


図 3-2 電気の使用量・排出係数・排出量の関係 (年度別)

(3) 施設区分別排出量

施設区分別排出量の状況は以下のとおりである。

- 2021（令和3）年度の施設区分別排出量は、学校・子育て支援施設 44.1%、その他行政施設が 17.5%、庁舎周辺拠点施設が 17.1%であり、これら3施設で 78.7%を占めている。
- このうち、学校・子育て支援施設は、基準年度以降、増加傾向にあり、2021（令和3）年度は基準年度排出量に対し 18.0%増となっている。
- その他行政施設は、2021（令和3）年度は基準年度排出量に対し、14.1%減となっている。
- 庁舎周辺拠点施設は、2013（平成25）年度（基準年度）から減少傾向を示しており、2021（令和3）年度には 59.1%の減少となっている。
- 上下水道の2021（令和3）年度の総排出量に占める割合は 11.1%であり、2019（令和元）年度にわずかに増加したが、以降減少傾向にある。
- 街路灯の2021（令和3）年度の総排出量に占める割合は 9.7%であり、2019（令和元）に大幅に減少し、基準年度に対して 72.6%減となった。
- 公園等の2021（令和3）年度の総排出量に占める割合は 0.5%とごくわずかであるが、2019（令和元）年度に大幅に減少し、基準年度排出量に対し 72.8%減となっており、以降は横這いとなっている。

表 3-7 施設区分別温室効果ガス排出量（年度別）

項目	排出量(kg-CO ₂)						構成比						増減率(対H30)				
	H25	H29	H30	R元	R2	R3	H25	H29	H30	R元	R2	R3	H29	H30	R元	R2	R3
庁舎周辺拠点施設	325,313	304,429	298,176	278,206	141,133	133,141	26.5%	25.9%	27.1%	30.2%	17.5%	17.1%	-6.4%	-8.3%	-14.5%	-56.6%	-59.1%
学校・子育て支援施設	290,227	305,461	295,964	297,275	327,711	342,459	23.7%	26.0%	26.9%	32.3%	40.7%	44.1%	5.2%	2.0%	2.4%	12.9%	18.0%
その他行政施設	158,487	166,067	166,452	162,144	156,594	136,156	12.9%	14.1%	15.1%	17.6%	19.4%	17.5%	4.8%	5.0%	2.3%	-1.2%	-14.1%
公園等	14,446	7,727	5,900	3,930	3,961	3,936	1.2%	0.7%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	-46.5%	-59.2%	-72.8%	-72.6%	-72.8%
上下水道	150,623	126,414	100,652	101,250	98,755	86,045	12.3%	10.8%	9.1%	11.0%	12.3%	11.1%	-16.1%	-33.2%	-32.8%	-34.4%	-42.9%
街路灯	286,673	265,377	234,507	78,617	77,509	75,537	23.4%	22.6%	21.3%	8.5%	9.6%	9.7%	-7.4%	-18.2%	-72.6%	-73.0%	-73.7%
総排出量	1,225,769	1,175,475	1,101,651	921,422	805,663	777,274	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-4.1%	-10.1%	-24.8%	-34.3%	-36.6%

注）排出量は少数点以下、構成比及び増減率は%の少数点1位以下を四捨五入し表示しており、合計値が合わない場合がある。

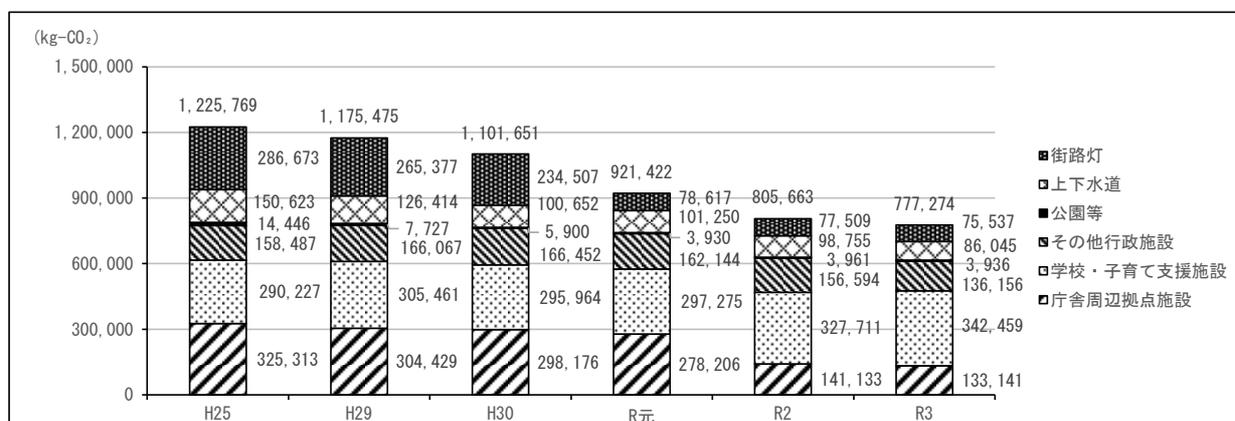


図 3-3 施設区分別温室効果ガス排出量（年度別）

(4) 排出量の多い施設

排出量の多い施設の状況は以下のとおりである。

- ・滑川町では、排出量の多い上位 10 施設が総排出量の 94.2%を占めており、これら施設における温室効果ガスの効果的な削減が重要となっている。
- ・1位は、庁舎周辺拠点施設（庁舎、図書館、エコミュージアムセンター、総合体育館、総合運動公園）であり、特に施設の電気使用による排出量が多く、また、公用車使用による排出量もそのうちの 20.9%を占め、照明の LED 化及び空調設備の効率化並びに公用車の効率的な運行等が求められる。
- ・2位は滑川中学校であり、特に電気使用による排出量が多く、また、月の輪小学校（4位）、宮前小学校（7位）、福田小学校（9位）も同様であり、照明や空調設備等の効率化が求められる。
- ・3位はコミュニティセンターであり、施設の電気使用及び燃料使用による排出量が多く、照明や空調設備、暖房等の効率化が求められる。
- ・5位は農業集落排水処理施設（4施設）であり、施設の電気使用及び農業集落排水の処理となっているが、施設の性格上、利用の制限や利用者数の削減をすることは不適切であり、また、電気使用については、減少傾向が続いているが、天候に左右されるなど不確定な面もあり、今後も使用量の変化について注視していく必要がある。
- ・6位は街路灯であり、全て電気使用による排出量となっているが、今後、照明の LED 化が進んでおり、消費電力及び排出量の削減が見込まれる。
- ・8位は滑川幼稚園であり、公用車の使用による排出量が多く、効率的運行や低公害車の導入等を検討していく必要がある。
- ・10位は保健センターであり、施設の電気使用による排出量が多く、照明や空調設備等の効率化が求められる。

表 3-8 排出量の多い上位 10 施設

項 目	R3年度							増減率 (対H25)
	排出量(kg-CO ₂)					順位	構成比	
	施設の 電気使用	施設の 燃料使用	公用車 使用	浄化槽 処理	計			
庁舎周辺拠点施設	105,104	148	27,889	0	133,141	1	17.1%	-117.7%
中学校	105,334	12,323	0	0	117,657	2	15.1%	10.1%
コミュニティセンター	39,013	58,586	0	0	97,599	3	12.6%	-12.0%
月の輪小学校	84,231	0	0	0	84,231	4	10.8%	8.4%
集落排水	51,196	0	0	28,517	79,713	5	10.3%	-76.8%
街路灯	75,537	0	0	0	75,537	6	9.7%	-279.5%
宮前小学校	46,309	9,618	0	0	55,927	7	7.2%	27.0%
幼稚園	17,119	4,662	17,276	0	39,057	8	5.0%	81.9%
福田小学校	26,988	350	0	0	27,338	9	3.5%	17.4%
保健センター	21,515	4	786	0	22,305	10	2.9%	-18.0%

※コミュニティセンターの施設の燃料使用による排出量 58,586のうち、58,580が灯油の使用によるものである。

※滑川幼稚園の公用車使用による排出量 17,276のうち、16,636は自動車燃料（軽油）の使用によるものである。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

国では、「政府実行計画」において、国の事務及び事業に伴う温室効果ガスを、2013（平成 25）年度を基準として、2020（令和 2）年度までに 10%削減する中間目標、2030（令和 12）年度までに 40%削減する長期目標を定めていたが、2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。滑川町においても長期的には同目標に準じ、対応していく必要がある。

しかしながら、滑川町は、国全体が人口減少基調にあるなか、今後も人口の増加や産業活動の増加が見込まれ行政の活動量が増加する可能性があるなど、多くの自治体とやや異なる社会環境のもと、削減対策を検討していく必要がある。

当面の省エネルギー対策としては、街路灯の LED 化が実施されており、温室効果ガスの大幅な削減効果を得られたが、エネルギー消費の最も大きい庁舎においては、ハード面での省エネルギー対策として照明の LED 化や太陽光発電の導入などを進めているが、今後、設備更新等に伴う更なるエネルギー効率の向上等を推進していくことが重要となる。

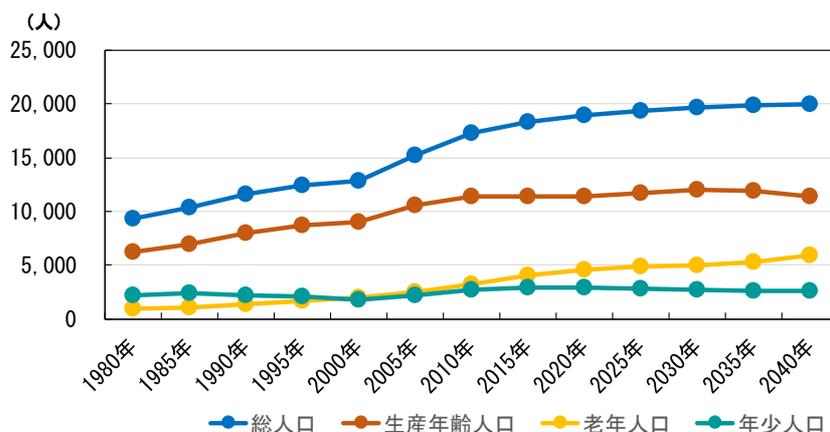


図 4-1 本町の人口推計

(出典：滑川町人口ビジョン)

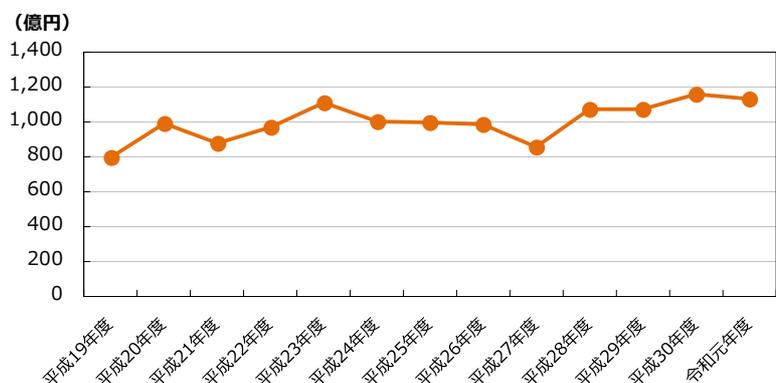


図 4-2 製造品出荷額※の推移

(出典：自治体排出量カルテ (環境省))

※ 製造品出荷額とは工場で作った製品を市場に出荷した時の金額のことです。工場や工業の生産の大きさを表す数字として使われています。

(2) 公共施設のLED化推進による削減の見通し

庁舎や学校の教室等では蛍光灯を使用しており、学校の体育館では水銀灯を使用している。これらを順次LEDに変更することにより温室効果ガスの削減を見込む。

表 4-1 LED化推進による削減の見通し

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現状維持	580,549	552,187	528,241	508,712	490,485	475,321	461,694	450,372	439,035
LED化推進	563,833	530,864	507,062	487,630	469,546	454,479	440,948	429,674	418,433

(単位 : kg-CO2)

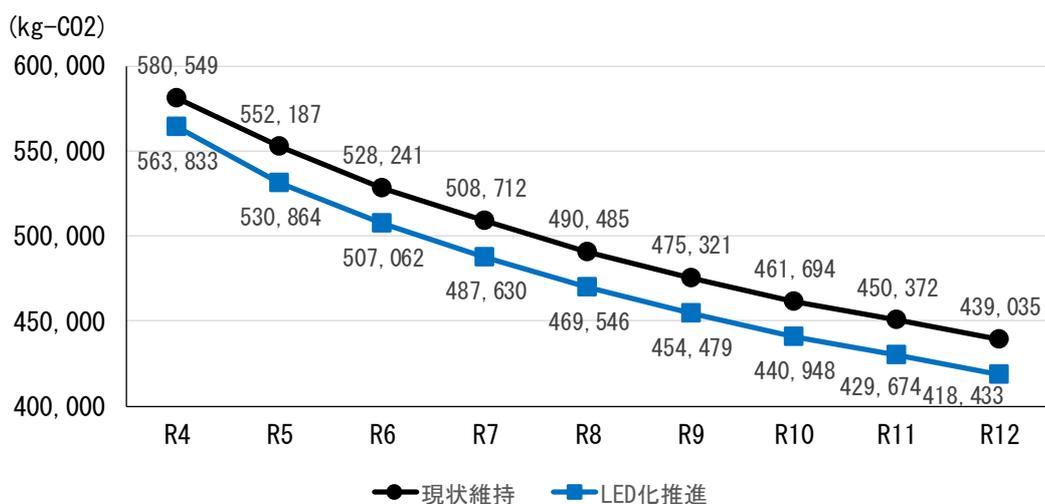


図 4-3 LED化推進による削減の見通し

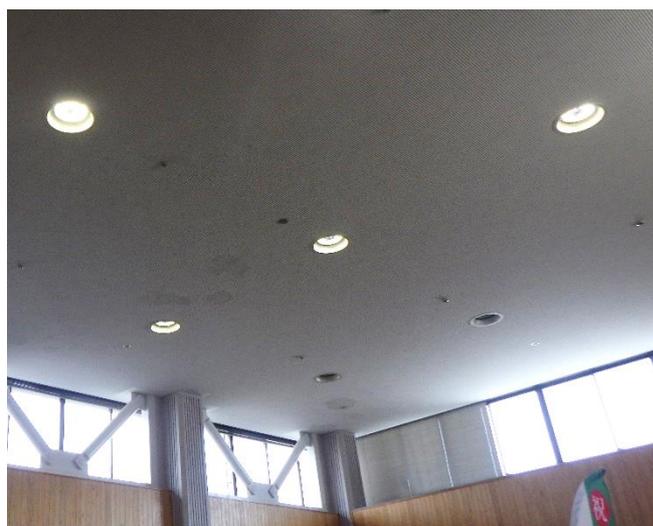


図 4-4 蛍光灯に変わるLED灯



図 4-5 水銀灯に変わるLED灯

(3) 目標の設定

第1期の計画時に街路灯のLED化等を進め、平成25年度比により基準年度排出量に対し36.6%削減された。今後は令和12年度において平成25年度比46%削減（さらに高みを目指す）を目指す。本計画の目標年度はその途中の令和9年度に当たる。以上により本計画の目標値を以下の通りとする。

【令和9年度の目標値】
 平成25年度から43%以上の削減でさらに高みを目指す
 令和3年度から10%以上の削減でさらに高みを目指す

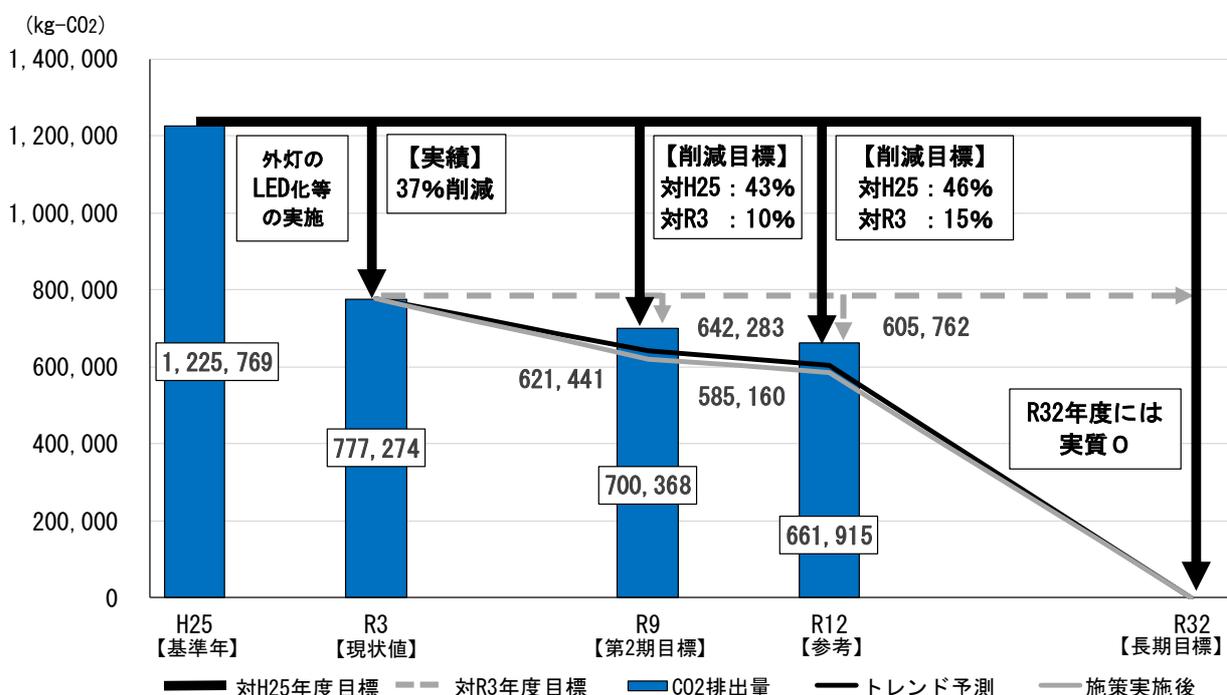


図 4-6 第2期目標及びその後のシナリオ

表 4-2 施設区別の第2期削減目標（年度別）

項目	排出量(kg-CO ₂)			各年度削減目標		第2期目標(R9)		参考(R12)	
	基準年度 H25	現状値 R3	削減率 (対H25)	削減量 (kg-CO ₂)	削減率 (対H25)	排出量 (kg-CO ₂)	削減率 (対H25)	排出量 (kg-CO ₂)	削減率 (対H25)
庁舎周辺拠点施設	325,313	133,141	59%	9,759	3%	185,874	43%	175,669	46%
学校・子育て支援施設	290,227	342,459	-18%	8,707	3%	165,827	43%	156,723	46%
その他行政施設	158,487	136,156	14%	4,755	3%	90,555	43%	85,583	46%
公園等	14,446	3,936	73%	433	3%	8,254	43%	7,801	46%
上下水道	150,623	86,045	43%	4,519	3%	86,062	43%	81,336	46%
街路灯	286,673	75,537	74%	8,600	3%	163,796	43%	154,803	46%
総排出量	1,225,769	777,274	37%	36,773	3%	700,368	43%	661,915	46%

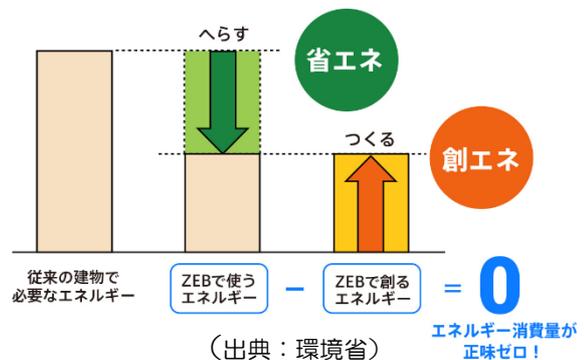
第5章 目標達成に向けた取組

(1) 温室効果ガス削減に向けた基本方針

町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出状況を踏まえ、目標達成に向けた取組を進める上で、基本方針は以下のとおりとする。

- 各職員の着実な省エネルギー行動を強化する。
 - ✚本庁舎では照明のLED化など、設備の効率化は既に進められており、一層の省エネルギーを進めるためには、空調設備の適切な温度設定や不要な照明の消灯など、職員一人ひとりのきめ細かな省エネルギー行動を徹底していく必要があり、全庁的な省エネルギー行動計画を定め、広く職員に普及啓発していくこととする。
 - ✚コミュニティセンターなど町民が利用する施設においては、利用者の省エネルギー行動を促すことも重要であり、各施設において、周知、広報等を積極的に行うこととする。
- 高効率型の設備や機器を順次導入する。
 - ✚照明や空調設備、給湯設備、OA機器等の更新に際しては、エネルギー効率を重視し、高効率型の設備や機器への転換を順次進めることとする。特に白熱灯などのLED照明等への転換は、高い省エネルギー効果が得られるため、積極的に推進する。
 - ✚公共施設の新築や改築の際には、設計段階で省エネ性能を明確にし、ZEB^{※1}の標準化を進める。改修についてもZEB化を目指し、施設の省エネ性能を高める検討を進める。

※1 ゼロエネルギービル（ZEB）とは、環境負荷をゼロにすることを目標としたビルのことである。ZEBは、太陽光発電や地熱などの自然エネルギーを利用し、熱・冷気を効率的に利用し、環境負荷を最小限に抑えることを目指している。



- ✚公用車を順次電気自動車に変更する。
- ✚大規模改修や新規施設の建設に際しては、外光採用やペアガラス等の断熱構造の採用、新エネルギーの導入など、環境配慮型の先進的な建築計画に努めることとする。
- エネルギー消費や排出状況の見える化を図る。
 - ✚削減を効果的に進めていくためには、エネルギー消費や排出状況の見える化を図りながら、計画の進行管理を実施していくことが重要であり、本計画の推進に当たっては、各課局の推進委員との連携が必要不可欠である。

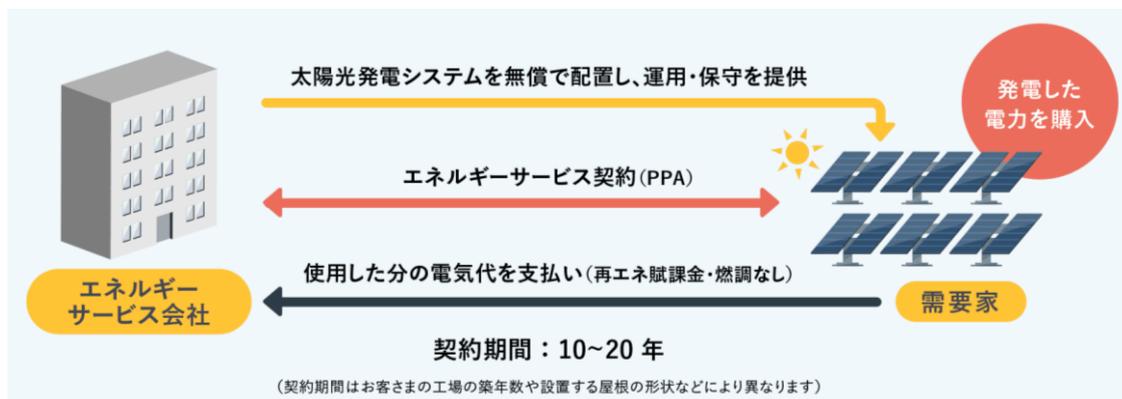
- 公共施設のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム（BEMS※²）の導入や、人感センサーによる照明の効率化等を検討・推進する。

※² BEMS（Building Energy Management System）は、建物のエネルギー管理を行うためのシステムである。BEMSは、建物内のエネルギー消費をモニタリングし、最適な状態で管理することで、エネルギー効率を高めることを目的としている。

●PPA※³の検討

- PPAにより太陽光発電設備の設置やグリーン電力の利用を検討する。

※³ PPAは初期費用を抑えながら自家消費型太陽光発電を導入できるのが特長である。太陽光発電事業者であるPPA事業者（エネルギーサービス会社）とPPAサービスの利用者（需要家例えば町）との間で電力の売買契約を結ぶ方式を指す。エネルギーサービス会社は無償で需要家の土地や庁舎の屋上等に発電設備を設置する。発電した電力（グリーン電力）を需要家が利用し使用した分の電気料金（一般の電力単価より安く設定されます）をエネルギーサービス会社に支払う。需要家は電気代の削減とグリーン電力が得られるといったメリットがある。



(出典：環境省)

●長期的な対策を検討する。

- 庁舎周辺拠点施設は、電力消費量が多い公共施設が集積立地しており、現在、電気においては一括契約をしている。これら施設については、集積立地のメリットを生かした集中管理システムなどの先進的な対策の導入も考えられ、将来的にはESCO事業※等による総合的な対策を検討していく必要がある。

※ESCO事業とは省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱費の削減分で補う事業である。

(2) 職員の環境配慮行動

第2期目標の達成に向けては、まず、以下の環境配慮行動について、広く職員に普及・啓発することとする。また、省エネルギー化、省資源化やリサイクルなどの環境配慮行動も併せて努めることとする。

①省エネルギーに向けた環境配慮行動

●空調

- ✚ 冷暖房温度の適正化（室温を冷房時 28℃、暖房時 18℃）に努める。
- ✚ 夏季には日照を遮る工夫をするなど、空調の利用抑制に努める。
- ✚ 冷暖房時には窓や扉を開放したままにしない。
- ✚ 空調設備の定期的な清掃等、適正な管理に努める。

●照明

- ✚ 不要な照明の消灯を徹底する。
- ✚ 外光を有効利用し、照明の利用抑制に努める。
- ✚ 時間外の照明点灯箇所は必要最小限とする。

●OA 機器

- ✚ 省エネモードの利用等、こまめな節電に心がける。
- ✚ 不在時は、主電源を切るよう心がける。
- ✚ パソコンの省電プラン（ECO モード）等の設定を行う。

●公用車

- ✚ できる限り公共交通機関の利用を検討する。公共交通機関が利用できない場合は、今後導入予定の電気自動車の利用に心がける。その他の公用車を使用する場合は、停車時のアイドリングストップ、急発進、急停車をしないなど、エコドライブを習慣化する。
- ✚ 適正な燃費が維持されるよう、空気圧など定期的な点検を心がける。
- ✚ 出張など可能な場合は、相乗りを心がける。

●その他

- ✚ 夜間や休日など、使用しない電気機器の主電を切るよう心がける。
- ✚ エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- ✚ ノー残業デーを徹底する。
- ✚ クールビズ、ウォームビズを励行する。

②省資源等に向けた環境配慮行動

●用紙

- ✚ 両面印刷や縮小印刷などを励行し、印刷枚数を削減する。
- ✚ 会議資料等は印刷部数を最小化し、無駄な用紙を省く。
- ✚ 庁内 LAN のメール掲示板などを活用し、紙の使用を削減する。
- ✚ 用紙の再利用に努め、廃棄される用紙類を削減する。

●ごみの減量・再資源化

- ✚ 廃棄物の分別を徹底する。
- ✚ 備品や消耗品等の購入に際し、リサイクル製品などグリーン調達に努める。
- ✚ 備品や消耗品等の購入に際し、簡易包装製品やリターナブル製品などの購入に努める。
- ✚ 備品や消耗品等の購入に際し、使い捨て製品の購入を控える。
- ✚ 使用済み封筒やファイリング用品などの再使用に努める。
- ✚ マイボトル・マイ箸・マイバッグを利用する。

●節水

- ✚ トイレや洗い物などで日常的な節水に努める。
- ✚ 水道の水圧を調整し、水を無駄に流さないよう日常的な節水に努める。
- ✚ 水道の水漏れ等に留意し、適切に管理を行う。

その他様々な省エネルギー化・省資源化の取組については、随時、職員からの提案等を受け入れ、普及に努めることとする。

第6章 計画の推進・進行管理

(1) ロードマップ

本計画の目標を達成するためのロードマップを以下に示す。

表 6-1 ロードマップ

年度	計画策定	行政の取組	職員の取組
2022 R4	本計画の策定		
2023 R5	本計画の実行	LED化推進等	温室効果ガス削減行動
2024 R6			
2025 R7			
2026 R8			
2027 R9	本計画最終年度		
2028 R10	次期計画の実行	新たな施策	
2029 R11			
2030 R12	国の目標年度		

(2) 推進体制

本計画に基づく温室効果ガス削減対策を全庁的に推進するため、滑川町地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱に基づき、推進委員会、推進部会を設置し、組織的な取組を展開する。

■推進委員会（推進委員の役割）

- ・地球温暖化対策実行計画に関する策定及び推進
- ・地球温暖化対策実行計画に関する見直し
- ・地球温暖化対策実行計画に関する内容等の公表

■推進部会（推進員の役割）

- ・推進委員会からの意見に基づく調査、研究
- ・所属課局のエネルギー消費状況等の調査、報告
- ・地球温暖化対策に関する施策の提案

■事務局（環境課の役割）

- ・各課局エネルギー消費状況の収集、取りまとめ
- ・温室効果ガス排出量の算出
- ・地球温暖化対策に関する検討、情報収集、会議等の調整
- ・推進委員会及び推進部会の運営及び調整

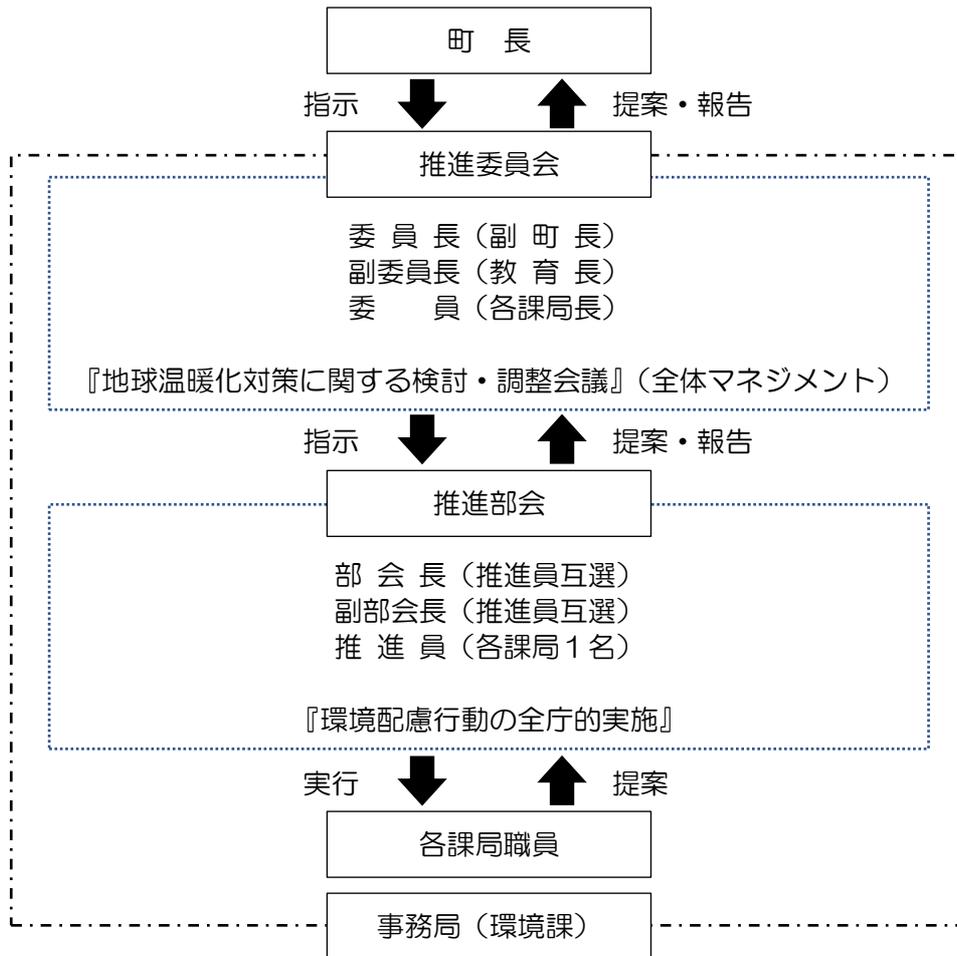


図 6-1 推進体制

(3) 進行管理

推進委員会と推進部会及び事務局の連携のもと、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検と評価の下、必要に応じて計画の見直し及び改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととする。

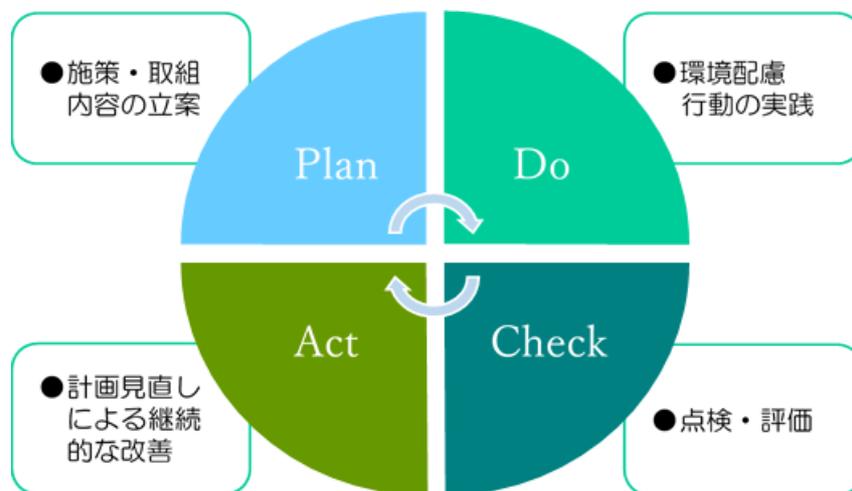


図 6-2 PDCA サイクル

①施策・取組内容の立案（PLAN）

温室効果ガス排出量削減のための施策・取組内容の立案をする。

②環境配慮行動の実践（DO）

推進委員会を通じ、本計画を各課局職員に周知徹底し、職員一人ひとりの環境配慮行動の実践を促す。

③点検・評価（CHECK）

毎年度、エネルギー使用量の集計と温室効果ガス排出量の算出を行い、目標達成状況について評価する。

④計画見直しによる継続的な改善（ACTION）

点検・評価の結果を踏まえ、事務局及び推進委員会において改善策等を協議し、強化すべき取組等が生じた場合は、推進員を通じ、各課局職員に周知する。また、5年間の計画期間を終えた2027（令和9）年度においては、進捗状況を総括的に検証・評価し、町や社会の情勢変化等を踏まえた上で、計画の改定を図ることとする。

⑤実績の公表

地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づき、毎年1回ホームページ等を通じて政策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表することとする。